当社登録商標「SILENT PILER®」の使用について

はじめに

当社は、登録商標「SILENT PILER®」を保有しています。

商品カタログやウェブサイト、その他の媒体において登録商標「SILENT PILER®」を表記する場合、以下に示す内容に注意してください。

表記方法について

文中での表記

(例)杭圧入引抜機 「SILENT PILER®」※ による圧入工法を提案します。

帰属での表記

※「SILENT PILER®」は株式会社技研製作所の登録商標です。

ロゴタイプは文中での使用は不可。タイトル及びイメージ画像としてのみ使用可。

SIENT PIER*

※「SILENT PILER®」は株式会社技研製作所の登録商標です。

ご使用に当たっての注意事項

「SILENT PILER®」を文中に使用する場合は、欧文半角大文字のゴシック系のフォントで「SILENT PILER®」と表記してください。また、活字の大きさは、前後の文章の大きさと揃えてください。

ロゴタイプは、文中から独立したタイトル及びイメージ画像としてのみ使用することができます。

○正しい例 杭圧入引抜機「SILENT PILER®」による圧入工法を提案します。

×誤った例 杭圧入引抜機 **SIENT PIER** による圧入工法を提案します。

「SILENT PILER」を使用する場合は、後ろに®を表示し「SILENT PILER®」「SILENT PILER®」等と表記してください。ただし、同じ商標が多用される場合は、代表する部分にだけの表示でも構いません。

「SILENT PILER®」を使用する場合には、「SILENT PILER®」が、当社の製品ブランドであり、且つ、その製造および販売会社が当社であることが分かるよう表記してください。

「SILENT PILER®」を、貴社の社名、商品名等の表現と結合させる等、貴社の製品と誤解を生じるような表記はしないでください。

ロゴタイプは、決して色や形を変える等のデザインの変更を行わないでください。

ロゴタイプの使用を希望する場合

ロゴタイプの商標を商品カタログやウェブサイト、その他の媒体で使用する場合は、知財管理課 (chizai@giken.com)もしくは当社営業担当までお問い合わせください。画像データを提供いたします。

SIENT PIER